



国保紫雲寺診療所の坂井先生による

## 健康お悩み解決

国保紫雲寺診療所 (☎ 41-2015)

～ 75 歳以上のドライバーのために～

75 歳以上の方が運転免許の更新時に認知機能検査を受けなければならないことは、既にご存じの方も多いかと思えます。さらに今年の3月12日に改正道路交通法が施行され、75 歳以上のドライバーに信号無視や一方通行の逆走など、認知機能が低下したときに起こしやすい特定の違反行為があった場合も、臨時の認知機能検査を受けなければならないとなりました。

この検査は 30 分程度で終わりますが、検査結

果に認知機能の低下が見られた場合は、医師の診断が必要になり、認知症と診断された場合は、運転免許の取り消しまたは停止となります。

高齢者の交通事故が増えています。高齢者の中には車の運転ができないと日常生活に支障をきたす方もいますが、そのような方々にも不便が生じることなく、安心して自主的に免許を返納していただける社会環境を作っていきたいものです。

国保紫雲寺診療所は、国民健康保険以外の保険に加入している方でも受診できます。

胃カメラや腹部エコー、「協会けんぽ」などの被扶養者の方の特定健康診査も行っています（予約が必要）。

### 【診療時間】

月～金曜日の午前 9 時～正午、午後 3 時～ 6 時

### 【診療科目】

内科、心療内科（心療内科は予約が必要）

## くらしの相談所

困ったときは市民生活課市民相談センター・消費生活センター (☎ 28-9110) へ

### 通信販売で 1 回だけのお試しのつもりが定期購入に？

#### 事例

「お試し価格 500 円」という広告を見て、インターネットで商品を注文した。

ところが、届いた商品に同封されていた請求書に、「定期購入で 2 回目以降は 4000 円で、3 回以上継続しないと解約できない」と書かれていた。

1 回だけのお試しのつもりで購入したはずが、定期購入を申し込んだことになっていたというトラブルが増えている。

#### 対策

通信販売には、クーリングオフの規定がありません。事例のように「お試し価格」で試すことができるのは、数か月以上の定期購入を条件とするケースも多く見られます。

トラブルを防ぐためにも、申し込む前に利用規約をよく読み、途中解約が可能かどうか、また、お試し価格で購入できる条件をよく確認しましょう。

4 月 1 日から、新たに消費生活問題の相談窓口として「新発田市消費生活センター」を設置し、相談を受け付けています。

なお、市民相談センターでは引き続き「心配ごと・困りごと相談」を実施していますので、ご利用ください。

### 【市民相談・消費生活相談】

ヨリネスしばた 1 階市民相談センター・消費生活センター  
祝日を除く、月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時